

様式3 (事業評価調書)
(評価年度：令和6年度)

事業評価 (目的設定、中間評価、事後評価)

秋田県警察運営の基本方針と重点目標				
重点目標	交通事故防止のための総合的な取組み			
施策の方向性	高齢者の交通事故防止			
事業名	高齢者安全・安心アドバイザー事業	事業年度	H21	年度～ 年度
所属名	警察本部交通部交通企画課			
係名	交通企画係			

1 事業実施の背景及び目的

当県の高齢化率は全国1位であり、高齢者の交通事故防止及び特殊詐欺被害防止が喫緊の課題となってることから、高齢者の安全安心な生活を守ることを目的に個別訪問による情報提供やアドバイスをを行う、高齢者安全・安心アドバイザー事業を平成21年から実施している。

2 事業概要及び財源

(単位：千円)

	事業内訳	概要	翌(今)年度 予算額	前年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	高齢者安全・安心アドバイザー事業	高齢者安全・安心アドバイザーの任用に要する経費	43,775	35,534	
2					
3					
4					
その他合計 (件)					
財政内訳	左の説明		43,775	35,534	
国庫補助金					
県債					
その他	諸収入		236	156	
一般財源			43,539	35,378	

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	アドバイザーによる高齢者宅訪問世帯数(世帯)【業績評価】									
指標式	活動実績から指標を算出									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	当該年									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
目標 a	36,000	36,000	36,000	36,000	22,000	22,000	22,000	26,000	26,000	
実績 b	36,396	35,822	34,714	27,021	21,035	19,801	24,123			
b/a	101.1%	99.5%	96.4%	75.0%	95.6%	90.0%	109.6%			

【指標Ⅱ】

指標名	高齢者の交通事故死傷者数(人)【業績評価】									
指標式	交通事故統計から指標を算出									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	当該年									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
目標 a	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減
実績 b	502	454	403	389	344	352	287			
b/a	121.5%	110.6%	112.6%	103.6%	113.1%	97.7%	122.6%			

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

--

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	高齢者による交通事故防止等を図るためには、交通安全教室等に参加しない高齢者に対しても、交通安全教育や防犯指導を行う必要がある。これらの高齢者世帯を直接訪問して交通事故防止や特殊詐欺被害防止に関する情報を伝達したり、他の公的機関への引継ぎを行うための聞き取りをしたりする活動は、対策上必要有効性が極めて高い。
----	---	----	---

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	高齢者の交通事故死傷者数は、令和3年まで減少傾向にあったが、令和4年で増加に転じている。高齢者安全・安心アドバイザーによる訪問世帯数は、令和4年が19,801世帯（前年比減）であり、令和5年は24,123世帯（前年比増）であった。令和5年の死傷者数は前年比65人減少と大幅に減少した。
----	---	----	--

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	a	理由	限られた人員で最大限の効果を上げるため、不在世帯に対して交通事故防止や特殊詐欺被害防止を呼び掛けるチラシや反射材をポスティングしたり、未訪問先をリスト化して再訪したりするなど、工夫を加えながらの完全対面実施を目指して計画的に実施している。
----	---	----	---

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	A	前回結果	A
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

<p>高齢者が死傷する交通事故は減少傾向となっているものの、全交通事故死者数に占める高齢者の割合は、平成25年以降11年連続で6割を超えている。</p> <p>更に高齢者を対象とした、特殊詐欺被害は依然として後を絶たず、令和5年は被害件数の4割以上、被害額の3割以上が高齢者に係るものであり、高齢者被害防止が課題となっている</p>
--

(2) 今後の対応方針

<p>引き続き、高齢者宅訪問や高齢者に対する交通安全教育の機会を通じて、高齢者の交通事故減少、特殊詐欺被害防止に向けた対策を実施していく。</p>

6 事後評価

(1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	理由

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	理由

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--